

「地域を支える中小業者に支援を」署名〔解説〕

2009年12月 全国商工団体連合会

1 中小企業支援を国政の重要な柱として位置づけること

(1) 中小企業憲章を制定すること

未曾有の金融・経済危機により、「とにかくもうかればよい」という経済のあり方は転換を迫られています。日本でも、大銀行・大企業中心の経済は、雇用破壊や地域経済の衰退を招くことから、見直しを求める声が高まっています。

中小企業・中小業者は、全企業数の99%、従業者数の78%を占め、雇用確保や社会貢献を重視し、地域経済に利益を還元しています。

地域に根ざして文化や伝統を支える一方、大量生産・大量消費型社会の限界を克服し、持続可能な社会の中心的な担い手です。

こうした中小企業・中小業者の役割を明確にし、国と自治体に中小企業政策と基本原則を確立し、その振興策を義務付ける、中小企業憲章の制定が必要です。

民主党は総選挙で「中小企業憲章」の制定を公約しました。ただちに制定の作業に着手すべきです。

(2) 中小企業予算を1兆円へ増額すること

2009年度の中小企業予算は1890億円、一般歳出に占める割合は0.37%、中小業者1人当たり4万5000円にすぎず、抜本的に増額することが必要です。

固定費補助など、中小業者の直接支援として、従業員20人以下の製造業者46万事業者に、月額12万円を支給するためには単年度で6640億円あれば可能です（全商連試算）。

また、09年度中小企業予算のうち、中小企業金融対策795億円や下請け取引の適正化の推進7億円（下請代金検査官の増員など）などを上乗せすれば、全部で約1兆円になります（表1参照）。



「景気回復の実感なし」と語る大田区の製造業者

中小企業を「地域経済の宝」に

船津 弘さん（埼玉県川口市・造園）

ヨーロッパの中小企業憲章について視察し、脳裏に焼きついたのは、持続可能な国や地域経済づくりの構築に向けたヨーロッパ諸国の真剣な努力でした。日本でも中小企業・中小業者が「地域経済の宝」と位置づけられるようにするには、これからの運動が勝負です。

〈表1〉中小企業予算の抜本増額を

予算項目		予算項目
09年度中小企業予算		1,890億円
中小業者への月額12万円の直接支援に必要な金額		6,640億円
さ 予 算 の う ち 倍 増	中小企業金融対策	795億円
	下請け取引の適正化の措置	7億円
	経営力向上対策	121億円
	新分野への挑戦の応援	321億円
	商店街・小規模企業への応援	186億円
合 計		9,960億円

◆EU「欧州小企業憲章」より（2000年制定）
中小企業は「欧州経済のバックボーン」「主要な雇用の源、ビジネスの発想を育てる大地」である。

◆二階経済産業大臣（当時）国会答弁
「中小業者のものづくり技術力は、まさに日本の宝」（2009年5月22日）

2 経済危機から中小業者を守るための施策を実施すること

(1) 大企業などの中小業者いじめを防止する法律をつくること

民主・社民・国民新の3党連立政権は「中小企業いじめ防止法」の制定を打ち出しています。

下請けいじめなど不公正取引を禁止する法改正・整備にあたっては、下請企業の被害救済と企業の原状復帰を中心にすすめるべきです。また、「下請中小企業振興法」振興基準に基づき指導・監督を強化することも重要です。

下請救済実現を！

松田 孝二さん（岡山県津山市・アルミ製造）

総額4600万円に上る代金を減額され、親会社を告発。公正取引委員会は親会社に文書で改善報告を求めただけで、未だに親会社には無視されたままです。告発すると契約を打ち切られる場合もある。だから下請けいじめはグレーゾーンになってきた。「いじめ」をできない仕組み、いじめにあった下請業者を救済する仕組みを実現してほしいと願っています。

◆「中小企業いじめ防止法」に盛り込むべき項目◆

- ①違反行為が行われた場合、原状回復措置について、民事的救済制度の整備をはかる。
- ②「実損金額の3倍の賠償額及び弁護士費用を回復できる」（米・クレイトン法第4条）など、被害者に損害賠償請求権を与える。
- ③下請代金遅延等防止法の書面保存期間を5年に延長する。
- ④当面の運用改善として、「被害行為についての申告者」に審査結果と行政が講じた措置を速やかに報告する。
- ⑤「損害金額」の回復について行政指導を徹底する。
- ⑥審査対象の期間を1年から、不法行為の請求権が継続する10年とするよう改善をはかる。

(2) 休業補償や固定費補助など、雇用を維持・継続する中小業者への直接支援を緊急に実施すること

大企業が経営不振に陥った場合、経営責任も問わないまま、政府が日本政策投資銀行を經由して出資。返済も求めない資金が2兆円も用意されています。産業活力再生特別措置法（産活法）の「改正」によるものです。

半導体メーカー（エルピーダメモリ社）には、すでに300億円の出資と100億円の融資が実行されています。2兆円あれば国内の全中小製造業者に367万円を支給できます。

また、政府は「緊急雇用対策」として働きながら職業能力を高める「緊急雇用創造プログラム」などを推進し、雇い入れへ助成と職業訓練を結合した施策を提案しています。フランスでは「見習い訓練制度」を創設。若年者の座学と就労を推進し、訓練期間中に受入企業が、見習生に最低賃金の一

定割合を支払うことを条件に、見習生1人当たり1000ユーロ（14万円：1ユーロ140円で換算）の補償金と1600ユーロ（約22.4万円：同上）の税控除が企業への主な支援措置として実施されます。（図1参照）

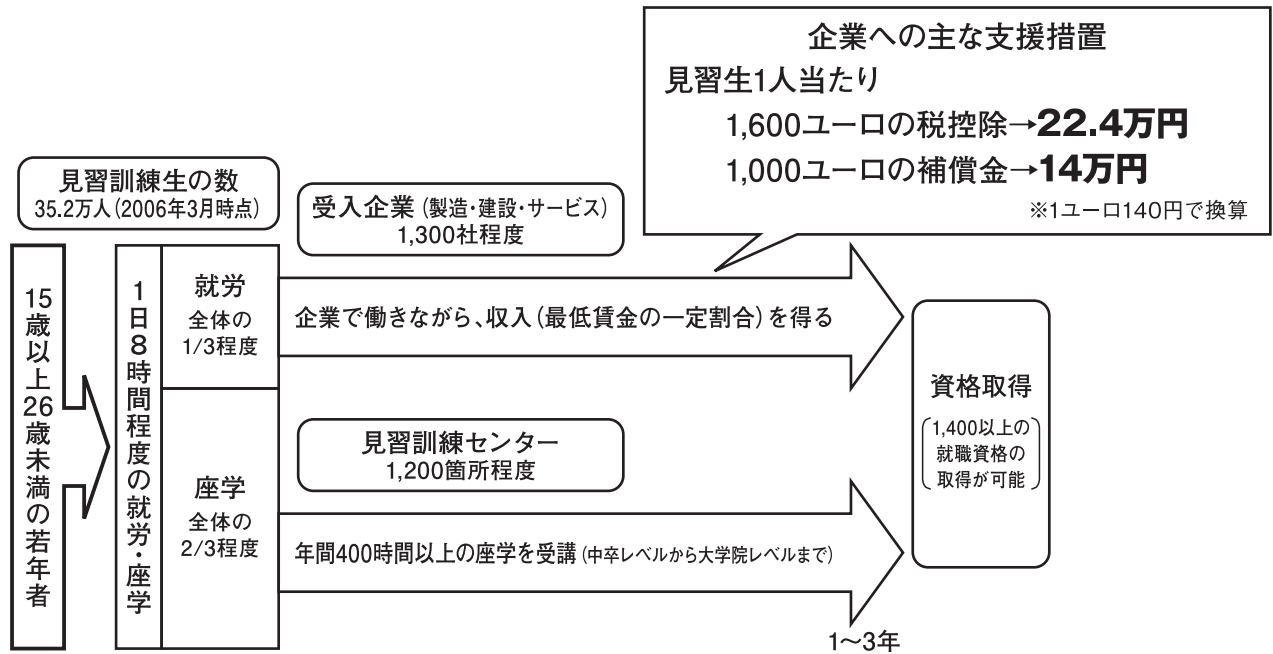
日本のものづくりを守れ！

佐々木 忠義さん（東京都大田区・機械加工）

大田区の工場集積は、図面との加工誤差が1000分の1ミリ以内という高度な技術を有する日本のものづくりの技術的基盤です。下請中小企業が大企業に依存しているのではなく、大企業が下請中小企業と労働者の技術・技能に依存していることを肝に銘ずべき。世界不況と大企業の横暴から大田区の工場集積と雇用を守ることが、日本のものづくりと国民経済を守ることです。

(図1) フランスにおける見習い訓練制度(アプランティサージュ) [政府資料より]

- 若年労働者の失業率が20%を超えるフランスは、15歳以上26歳未満の若者を対象に、企業内実習と見習訓練センターにおける座学を組み合わせた見習訓練制度を実施。
- 訓練期間中、受入企業が最低賃金の一定割合を見習生に支払う。受入企業にも税制度優遇措置有り。
- 1~3年程度の受講により、学士、修士等の高度な資格取得等も可能。



日本の食糧を支える農家には農業機械リース料の一部(リース物件価格の2分の1など)を補助する「食料供給力向上緊急機械リース支援事業」も実施されています。こうした国策は、中小業者への休業補償実現につながる内容を持っています。

エルピーダメモリ社への資本注入について二階経済産業相(当時)は「こういう大変な事態でありますから、あらゆる知恵を絞って、あらゆる対策を講じて、1社でも倒産の憂き目に遭うような企業を防ぎ、そして雇用を維持するということに全力を尽くしていきたいと思っております」(2009年2月6日記者会見)と述べました。こうした認識を中小業者施策に反映させる必要があります。



長野県が空き店舗の担い手育成。生活費を支援 月17万円、改修費なども負担

長野県は2010年度、空洞化した商店街の担い手を確保するため、希望者に月17万円の生活費や賃料を支給する事業に乗り出す。期間は10カ月。中小企業庁は「商店街の後継者育成で生活費まで賄うのは珍しい」(商業課)としている。

同県が10年4月始める「街なか創業塾設置事業」は対象者に生活費を支給し、店舗の改修費や資材の購入費用も負担する。対象は18~40歳程度とする方針。県内出身者や在住者に限定しない。

10年度予算案で同事業に約2000万円を要求。県内2カ所の商店街でそれぞれ若手後継者を3人づつ育てる計画。(「日経新聞」12月3日夕刊より)

3 資金繰り支援の緊急対策を講じること

(1) 全業種対象にし、審査の緩和を

緊急保証制度は拡充されてきたとはいえ、いまだに全業種対象ではありません。

しかも、「緊急保証申請企業の23.5%が融資減額、8.2%は審査通らず」（「帝国データバンク」2009年6月3日発表資料）と指摘されているように、貸し渋りも後を絶ちません。

経済危機下で中小業者の資金繰りを支えるためには、1998年10月から2001年3月まで政府が実施した「金融安定化特別保証」（特別保証）のように、全業種を対象とし、保証できない一定の審査基準（ネガティブリスト）に該当しない場合は原則として保証するという保証審査の緩和策を緊急に実施すべきです。

返済猶予は国の責任で

五十住 真治さん（大阪市福島区・水産仲卸）

2009年1月に600万円の緊急融資を借り入れ、7月から返済が始まりました。景気が回復せず、年末に向けて資金繰りに不安をかかえています。亀井金融担当大臣が返済を3年猶予する法律を作るという約束をして「金融円滑化法」が成立しました。大事なことは国が責任を持つということです。貸し渋りをやめ、地域で資金がまわるように、国が100%保証する制度を確立してほしいです。

※特別保証の際には、「ネガティブリスト」として破産等の整理中、粉飾決算を行なっている場合、暴力的不法行為者の申し込みなどととも「税金を滞納し、完納の見通しが立たない企業」も上げられていました。ネガティブリストの改善も同時に求めています。

(2) 借り換えや元金据え置きへの積極的な対応を

不況の長期化により、すでに借りている融資の返済が困難になるなか、新たな資金を必要とするケースもあります。

全商連は「10年返済、3年据置」の制度創設を提起し、各地で運動が進むなか、29都道府県で「10年返済、据置2年」の制度が実施されました。こうした制度への借り換えは、月々の返済額を減らす上で有効です。

亀井静香金融担当相が「金融機関への元利払いを3年間凍結可能とする法案作り」を表明し、「金融円滑化法」が成立しました（11月30日）。

金融機関のコンサルタント力を重視する方向で「監督指針」が改定され、再建計画がなくても1年以内に策定の見込みがある場合などは条件変更をし

ても不良債権扱いにしないと「検査マニュアル」が改定されました。

金融機関に積極的に相談に行き、法を実効あるものにさせましょう。

(3) 保証料・金利負担の軽減策を

借り換えや条件変更をする際に、信用保証料が必要になります。そのため、新たに発生する保証料分の手持ち資金がなければ借り換えができないこととなります（保証料の分割払いは可能）。

また、借り手の負担軽減のために、東京都大田区や世田谷区などのような「ゼロ金利」融資を国の制度として実施させることも必要です。

(1) 納税者権利憲章を制定すること

税務署員が納税者を犯罪者扱いする税務調査の被害が横行し、営業と生活に欠かせない事業所や自宅、売掛金の差し押さえも後を絶ちません。

日本には、納税者を守り、税務行政における適正な手続きを定めた法規定「納税者権利憲章」がないからです。「納税者権利憲章」がないのは、OECDに加盟する30カ国で日本だけです。

全商連は1992年、『「納税者の権利憲章」への提言』

を発表、実現すべき13条を示しています。先の総選挙では、民主党が「納税者権利憲章」の制定を公約しました。

納税者の権利を尊重する基本理念を明らかにし、税務当局の質問検査権に限界があること、生存権的な財産の差し押さえや徴収は禁止されることなどが、明確に示されるよう、世論を広げることが必要です。

(2) 消費税率を引き下げ、免税点を3000万円に戻すこと

消費税の税率引き下げは、消費者が買い物をすればするほど減税効果が実感され、庶民の消費が持続的に拡大します。内需再生のため、いまこそ消費税は減税すべきです。

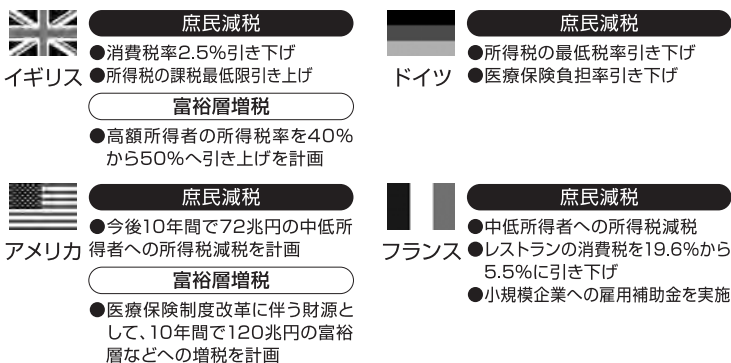
世界的な金融・経済危機の下、先進諸国は、大企業や大資産家への増税を財源に、消費税減税をはじめ、中低所得者への負担を軽減しています(図1参照)。

消費税は小規模な業者ほど、転嫁が困難です。

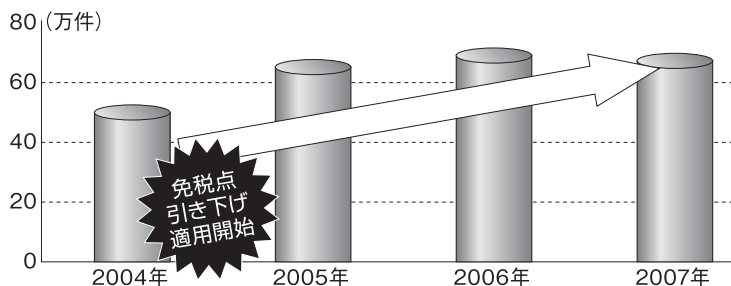
赤字でもかかる消費税は「食えば払えず、払えば食えない」中小業者つぶしの税金です。免税点の引き下げで、消費税の新規滞納発生は、大幅に増えました(図2参照)。

免税点を3000万円に戻すのに必要な予算は4000億円、消費税収の3%に過ぎません(国・地方含む)。小規模な業者ほど、不況のしわ寄せを受けているいま、免税点の引き上げが待ったなしで必要です。

〈図1〉庶民減税と富裕層増税が世界の流れ



〈図2〉消費税滞納 新規発生件数



納税者の権利を守る憲章制定を!

北村 正治さん(京都市南区・衣料品販売)

「これがあつたら何でもできる」と突然、検査証を出して税務署員が店や自宅に強引に上がりこみ、勝手にレジやたんす、ベッドの引き出しまで開けるひどい税務調査をうけたのが17年前。人権侵害の調査に対して国家賠償請求訴訟をおこして地裁、高裁で全面勝利をしましたが、いまだに人権無視の調査が絶えないことに怒りを覚えます。「納税者の権利憲章」を1日も早く制定し、立会いを認めるべきだと思います。

(1) 直ちに後期高齢者医療制度を
廃止すること

75歳以上を別建ての保険に移し、保険料の限らない負担増を強いる後期高齢者医療制度の廃止法案を参議院で一度可決しています。

老人を「うば捨て山」に追いやる世界に例のない後期高齢者医療制度の廃止は、3党連立政権の政策合意になっています。

高齢者を大切にする制度の実現を！

野村 昭俊さん（青森市・印刷）

後期高齢者医療制度と介護保険の保険料が年金から天引きされ、手元に残るのはわずか。少ない年金から保険料をとり、75歳以上というだけで受けられる治療を制限する制度は許せません。高齢者が望む医療制度をみんなで要求し、実現させていく運動が大切です。

後期医療 短期証2万8000人に！
低所得者の医療を受ける権利侵害

後期高齢者医療制度で、保険料を滞納して保険証を取り上げられ、有効期限を縮めた「短期保険証」を発行された高齢者は全国で2万8203人に上ることが厚生労働省の調査でわかりました。日本共産党の小池晃参院議員が求めているもの。各地で短期証等の発行中止を求める運動に取り組み、宮城、新潟、群馬、千葉、東京、神奈川、福岡の7都県は発行ゼロとなっています。

(2) 子どもと75歳以上の医療費を
無料にすること

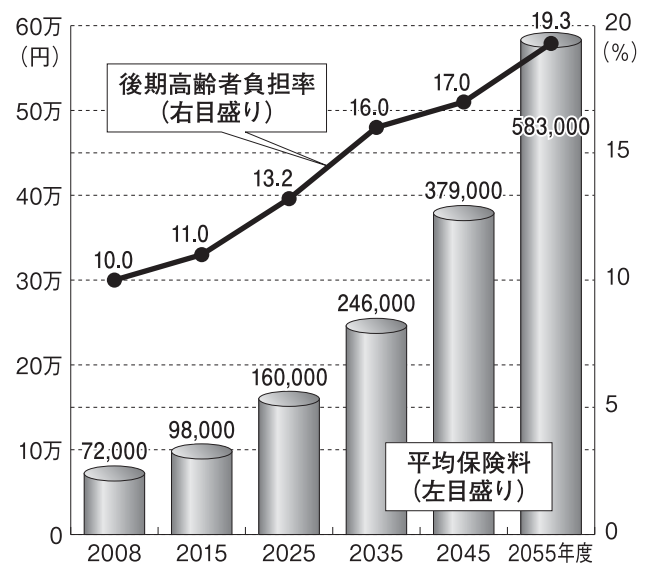
1973年から10年間、70歳以上の老人医療費は無料でした。

最近、東京都日の出町と石川県川北町が75歳以上の老人医療費の無料化に踏み出しています。

子どもの医療費は08年4月現在、中学校卒業まで助成する市区町村は外来で235あります。フィンランドでは、18歳未満は無料です。

子どもを安心して産み育てるためには、医療費の無料化は不可欠です。

天井知らずに上がり続ける保険料



厚労省資料をもとにした小池晃議員の試算(06年4月)。平均保険料は人口推計に医療給付費の伸び(3.1%)を加味したもの。

